

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は経営の健全性を図るため、企業倫理の確立とコンプライアンスの徹底を最重要課題としている。
そこで当社は「企業倫理ガイドライン」を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、公正で透明性の高い経営の実現に邁進し、企業の社会的責任を果たしていく。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱電機株式会社	8,971,240	50.01
弘電社従業員持株会	693,300	3.86
三菱地所株式会社	585,000	3.26
日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口)	257,000	1.43
田中憲治	242,000	1.35
ネグロス電工株式会社	235,280	1.31
株式会社三菱東京UFJ銀行	234,000	1.30
株式会社みずほ銀行	234,000	1.30
鈴木慎一郎	100,000	0.56
中尾久美子	99,800	0.56

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無 三菱電機株式会社 (上場: 東京、海外) (コード) 6503

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第二部

決算期 3 月

業種 建設業

直前事業年度末における(連結)従業員数 500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の支配株主である、親会社の三菱電機株式会社との取引については、当社と関連を有しない他の当事者と同様に公正かつ適正な条件により行っており、少数株主の保護に反することはないと認識している。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

三菱電機グループからの事業上の制約は無く、当社の経営方針、営業政策に従って事業活動を展開しており、また三菱電機グループへの価格交渉力を有する等、三菱電機グループからの一定の独立性が確保されていると判断している。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
塩田薫範	弁護士											
澤田喜夫	他の会社の出身者		○									
宮永貢	他の会社の出身者		○									

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
塩田薫範	○	東京証券取引所の定めに基づく独立役員である。	弁護士及び行政官として培われた専門的な知識・経験を当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンス強化が期待できるため、社外取締役として選任するものである。当社は、塩田氏が所属する田辺総合法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、その顧問契約料について、特に多額であると判断しておりません。また、同法律事務所との契約内容は、法解釈についてのアドバイスや実務対応の助言・指導が主たるものである。また、同氏はその他独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当していな

			い。従って、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れは無いと判断している。
澤田喜夫		親会社である三菱電機の社員が兼務している。	当社の親会社である三菱電機株式会社の社会システム事業本部社会システム業務部長兼コンプライアンス部長に就任されており、そこで培った幅広い管理業務と法務業務の経験を活かし、当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンス強化が期待できるため、社外取締役として選任するものである。
宮永貢		親会社である三菱電機の社員が兼務している。	当社の親会社である三菱電機株式会社の管理部門に長年にわたり在籍しており、そこで培われた専門的な知識・経験を活かし、当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンス強化が期待できるため、社外取締役として選任するものである。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社の監査役会は監査役4名で構成され、原則月1回開催している。監査役4名のうち常勤監査役が2名である。社外監査役は2名で財務・会計の専門的知識と高い知見を有する公認会計士であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員である。

監査役会は各監査役の業務の分担を定めるとともに、監査役は取締役会、経営戦略会議その他重要会議に出席し、取締役の意思決定・業務執行を監督するとともに、適時各場所にて業務執行の適法性及び財産の状況を調査を行っている。

また、監査役は、内部監査部門より監査の報告を受けるとともに、内部監査の方針の打ち合わせを適時行い意見交換を行っております。加えて、会計監査人と監査方針や監査計画の打ち合わせを行うとともに、実施状況、監査結果につき説明及び報告を受け意見交換を行っている。

なお、当社の内部監査部門として監査部があり、メンバーは3名で構成され、財務に関する内部統制監査及び従業員の職務執行が法令・定款・社内規則等に沿って適正に行われているかの監査を実施しており、その結果を代表取締役及び監査役に報告し、経営層が実施状況及び結果を把握している。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
今泉敏榮	公認会計士													
浅井満	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
今泉敏榮	○	東京証券取引所の定めに基づく独立役員である。	当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことに加え、公認会計士として培われた財務・会計に関する知識・経験等を当社の監査に活かしていただけると判断したため。
浅井満	○	東京証券取引所の定めに基づく独立役員である。	公認会計士として培われた財務・会計に関する知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただけると判断したため、選任するものである。 浅井氏は、当社の監査法人である有限責任あずさ監査法人にて公認会計士として在籍し、当社を担当していたが、平成26年6月に同監査法人を退職している。また、同氏はその他独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当していない。従って、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れは無いと判断している。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3 名

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

当社では、業績評価型報酬制度を導入している。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年3月期に期中在任した13名の取締役に支払った年間報酬額 145百万円（社外取締役は無報酬のため含まれておりません）

報酬の額又はその算定方法の決定方針のあり
針の有無

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会で決議された取締役の報酬額の範囲内で、会社規則による取締役報酬決定基準に基づき、世間相場・社員賃金とのバランス・業績への貢献度等を勘案し、取締役会一任決議を経て、代表取締役社長が決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役には取締役会開催前の招集通知発送時に資料の事前配布及び事前説明を適時行っている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役制度を採用しており、取締役会、監査役会及び経営戦略会議で構成されるコーポレート・ガバナンス体制を構築している。

・取締役会

当社の取締役会は取締役12名で構成され、監査役4名が出席のもと、原則月1回開催している。

取締役12名のうち3名は社外取締役であり、かつ、そのうち1名は法律の専門知識と高い知見を有する弁護士であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員である。

取締役会は取締役相互の監視・監督を行うとともに経営方針の意思決定や組織及び人事等法令定款で定められた重要事項を決議する。また取締役会規則に基づき一部の業務執行について経営戦略会議に委任し、その監視・監督を行う。

・監査役会

当社の監査役会は監査役4名で構成され、原則月1回開催している。監査役4名のうち常勤監査役が2名である。また社外監査役は2名で財務・会計の専門的知識と高い知見を有する公認会計士であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員である。

また監査役会は各監査役の業務の分担を定めるとともに、監査役は取締役会、経営戦略会議その他重要会議に出席し、取締役の意思決定・業務執行を監督するとともに、適時各場所にて業務執行の適法性及び財産の状況を調査している。

・経営戦略会議

当社の経営戦略会議は業務執行取締役9名で構成され、監査役及び社長が指名した者の出席のもと、原則月1回開催している。

経営戦略会議は業務執行の決定機関として位置づけ、取締役会から委任された業務執行の重要事項に関する審議を行う。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

取締役会、監査役会、経営戦略会議の役割を明確に定め実行することが当社のコーポレートガバナンス体制の強化につながる企業統治の方法と判断しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送

株主総会の21日前に発送。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

IR資料のホームページ掲載

当社ホームページ、<http://www.kodensha.co.jp>に「投資家の皆様へ」というページを開設し、「株式状況」「決算短信」「アニュアルレポート」等を掲載している。「有価証券報告書」については金融庁のEDINETにリンクしており閲覧できるようにしている。

IRに関する部署(担当者)の設置

経営企画部、総務部

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの
立場の尊重について規定

弘電社『企業理念』と『経営方針』
当社は『企業理念』と『経営理念』に基づき、ステークホルダーの立場の尊重に係る取組を実施している。
『企業理念』
当社は「創造する喜びを」通して、豊かな人間社会の実現に貢献する。
『経営方針』
・顧客第一の精神に徹する。
・社会のニーズ、変化を先取りする技術者集団をつくる。
・人を活かし、人を育てる、人間尊重の企業を目指す。
・信用を高め、業界での確固たる地位を築く。
・適正利潤を確保し、企業発展の基礎を確立する。

環境保全活動、CSR活動等の実施

ISO14001を取得し全社で環境保全を目的に活動。2010年にバッテリードック事業部門を発足。

ステークホルダーに対する情報提供に
係る方針等の策定

当社は、法令を遵守し、会社情報を適時適切に開示することを基本姿勢とする。

その他

役員への女性の登用は、現在のところ無し。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 会社の基本方針である「企業理念」、「経営方針」、コンプライアンス方針である「弘電社行動基準」、会社規則である「コンプライアンス規則」のもと、法令遵守と社会倫理の遵守を周知徹底します。
 - (2) コンプライアンス委員会において、法令遵守等に係る会社の基本方針や啓蒙・教育活動に関する決定を行います。
また、各部署の法務マネージャーはコンプライアンス委員会において定められた基本方針に基づき、コンプライアンス活動が社内において、適正且つ迅速に行われるよう、管理する義務を負います。
 - (3) コンプライアンス体制における内部通報窓口であるヘルプラインを総務部及び顧問弁護士事務所に設置し、法令違反行為を早期に発見、是正することができるコンプライアンス体制とします。
 - (4) 市民生活の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、また反社会的勢力からの不当な要求に対しては、組織全体で毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断します。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報の文書及びデータについては、文書管理規程に基づき、定められた期間、保存及び管理を行います。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理規程を定め、社内におけるコンプライアンス、財務、災害、環境、品質、情報セキュリティ、輸出管理のリスク管理担当部門を定めます。各担当部門はそれぞれの部門に属するリスクの管理及び対応策を構築し、また社内へ周知徹底します。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会を原則月1回開催するとともに、必要に応じて適時取締役会を開催し、重要事項について迅速に意思決定を行います。
 - (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、経営戦略会議規則において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めます。
5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 親会社である三菱電機のグループ会社として業務の適正を確保するための体制
 - (a) 当社は親会社の内部監査部門による定期監査を受け入れるとともに、親会社の内部通報制度を社内周知徹底することとします。
 - (b) 親会社の実施する親会社グループのコンプライアンス会議及び研修会に出席することとします。
 - (2) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は関係会社管理規則を定め、同規則に基づき子会社から当社担当部門が報告を受けます。また当社取締役会ほか重要会議にて当社担当部門から子会社に関する事項につき報告を行います。
 - (3) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は内部監査規則を定め、監査部による定期的な内部監査を実施し、報告を受けます。また子会社のリスク発生防止のため当社担当部門による、業務支援、教育等を実施します。
 - (4) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 当社は関係会社管理規則を定め、同規則に基づき子会社の管理責任部門を定め、子会社の取締役等の職務が効率的に行われることを管理します。
 - (b) 当社より子会社へ役員を派遣し、子会社の取締役等の職務の執行状況について把握します。
 - (5) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 子会社には当社による監査を定期的実施します。
 - (b) 子会社に当社より役員を派遣し、子会社の業務の適正性を確認します。
 - (c) 子会社に当社の内部通報制度を周知します。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役から要求があった場合、監査役と協議し、職務を補助する使用人を置くこととします。
7. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役を補助する使用人を置く場合、その使用人の任命にあたっては監査役会の同意を得て行うものとし、また、その使用人の人事異動、人事評価等に関しても、監査役会の同意を得るものとします。
また、監査役を補助する使用人は監査役から受けた指示に関して取締役等の指揮命令を受けません。
8. 当社並びに子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は取締役会等重要会議に出席し、取締役及び使用人から報告を受けるものとします。
 - (2) 監査役は代表取締役と定期的な情報交換会を実施します。
 - (3) 当社の内部監査部門は定期的に監査役に報告を行います。
 - (4) 法令等に定められた事項について子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は速やかに当社の監査役に報告します。
 - (5) 監査役が当社並びに子会社の取締役及び従業員等に報告を求めた場合は、速やかに報告するものとし、報告をしたことを理由に不利益な取扱いはありません。
9. 当社の監査役を補助する費用又は債務の処理に係る方針
 - (1) 監査役が職務執行に必要と判断し、弁護士、公認会計士、その他 外部機関を活用し費用が生じた場合、監査費用としてこれを認めます。
 - (2) 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに関係部門より当該費用又は債務を処理します。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループは財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制を整備し、定期的に有効性を評価します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は反社会的勢力の排除に向けた取り組みとして、「企業倫理ガイドライン」、「弘電社行動基準」及び社内規則を定め、企業倫理を確立し、反社会的勢力との絶縁を実践しております。

当社は、反社会的勢力の対応部署を総務部と定め、反社会的勢力の情報収集を行うとともに情報管理の集中化により、反社会的勢力からの接

触及び不当要求に対し迅速に対応できる体制を整備しております。

また、当社では取引先の属性確認や契約書への暴力団排除条項導入を行い、反社会的勢力との関係遮断の強化を図っており、従業員に対しては研修会やe-Learningによる教育を随時行い、反社会的勢力排除について周知徹底を図っております。

更に、当社は「公益法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」、「特殊暴力防止対策協議会」および「公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター」に加盟し、情報収集を図るとともに、必要に応じ関係行政機関と連携し対応に努めております。

